

## カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の 拡散防止措置の確認等について

平成 16 年 9 月 21 日  
技 術 安 全 課

### 1 趣旨

- (1) 遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への影響を防止するため  
「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法  
律」（平成 15 年法律第 97 号。以下「カルタヘナ法」という。）が施  
行され、農林水産分野の遺伝子組換え生物等を拡散防止措置を講じない  
で使用する（第 1 種使用等）場合については、「生物多様性影響評価検  
討会」を環境省と共同して開催し、学識経験者の意見の聴取を実施して  
いるところ。
- (2) 今回、農林水産分野の遺伝子組換え生物等を拡散防止措置を講じて使  
用する（第 2 種使用等）場合については、遺伝子組換え生物等の特性に  
関する知見を有する学識経験者から拡散防止措置の有効性について専門  
的な見地からの意見を聴取する「拡散防止措置確認会議」を新たに開催  
することとする。

### 2 具体的な仕組み（案）

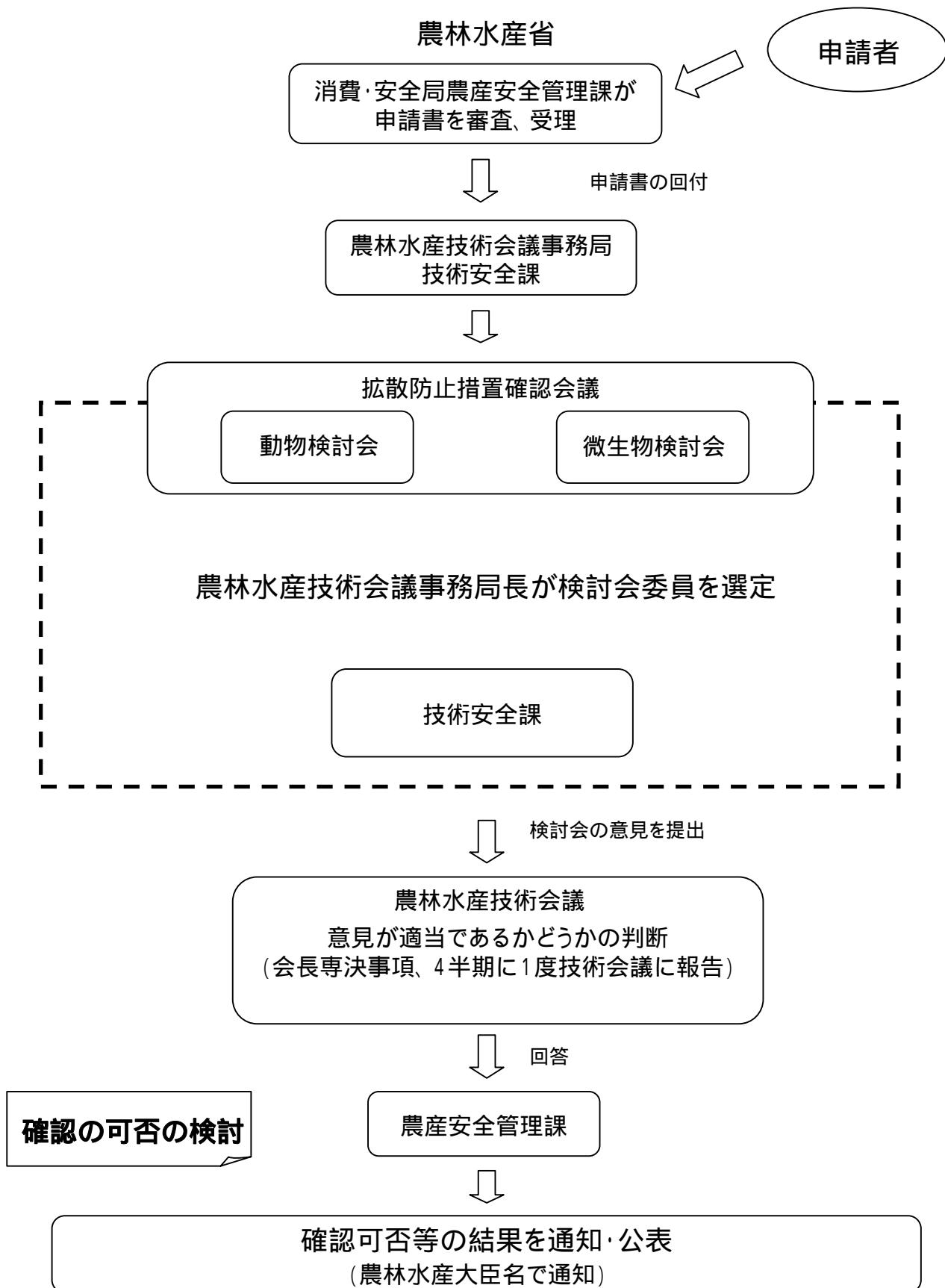
遺伝子組換え生物等の拡散防止措置の有効性についての意見聴取の実  
施については、「拡散防止措置確認会議」を開催して以下のとおり行う  
こととする。

- (1) 拡散防止措置確認会議は、拡散防止措置確認申請書に記載されてい  
る遺伝子組換え生物等の種類を踏まえ適切な分野の検討会を開催する。
- (2) 第 2 種使用等の拡散防止措置の有効性について意見聴取する手続きに  
ついては別紙 1、検討会委員は別紙 2 を予定し、別紙 3 の運営要領  
(案)にて開催。

### 3 その他

- (1) 聽取した学識経験者の意見の適正性については、農林水産技術会議に  
おいて確認を行い、農林水産技術会議の意見を附して消費・安全局に回  
答する。
- (2) なお、(1)の確認については、農林水産技術会議会長専決事項とし、  
拡散防止措置確認会議の開催状況について、4 半期毎に農林水産技術会  
議に報告することとする。

## 第2種使用等の場合の確認手続き(拡散防止措置の確認)



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条  
の規定に基づく拡散防止措置の確認に先立ち意見を聴く学識経験者を定める名簿（案）

（五十音順）

氏名	現職	専門分野	担当
いぬまる しげき 犬 丸 茂 樹	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所免疫研究部長	分子生物学	動物
かい ちえこ 甲 斐 知恵子	国立大学法人東京大学医科学研究所実験動物研究施設長	動物ウイルス学	動物
くまがい すすむ 熊 谷 進	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	食品衛生学 獣医公衆衛生学	動物
こくえ えいじ 小久江 栄 一	国立大学法人東京農工大学農学部教授	家畜薬理学	動物
たかぎ まさみち 高 木 正 道	新潟薬科大学応用生命科学部学部長	微生物遺伝学	微生物
たかはし ひであ 高 橋 秀 夫	日本大学生物資源科学部教授	微生物学	微生物
はせべ あきら 長谷部 亮	独立行政法人農業環境技術研究所化学環境部有機化学物質研究グループ長	土壤微生物学	微生物
ひの あきひろ 日 野 明 寛	独立行政法人食品総合研究所企画調整部 GMO 検知解析チーム長	食品微生物学	微生物
みなみさわ きわむ 南 澤 研究	国立大学法人東北大学大学院生命科学研究科教授	植物共生微生物学	微生物
やぎ おさみ 矢 木 修 身	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授	環境微生物学	微生物
よしかわ やすひろ 吉 川 泰 弘	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	畜産学 獣医学	動物

## 拡散防止措置確認会議運営要領（案）

平成 年 月 日  
農林水産省農林水産技術会議事務局

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条に基づく拡散防止措置の確認に先立ち学識経験者から意見を聴取するため、以下のとおり拡散防止措置確認会議を運営するものとする。

- 1 申請者から農林水産省に対して、第二種使用等の拡散防止措置の確認についての申請があった際には、農林水産省農林水産技術会議事務局長は、拡散防止措置の有効性を評価するための会議を開催して学識経験者の意見を聞くこととする。
- 2 1の意見聴取は、申請された第二種使用等の拡散防止措置について、第二種使用等をする遺伝子組換え生物等の特性に関し、知見を有する専門家が拡散防止措置の有効性について専門的な見地から検討を行うこととする。
- 3 拡散防止措置確認会議として、「微生物検討会」及び「動物検討会」を置き、その開催に際しては、申請された第二種使用等拡散防止措置確認申請書に記載されている遺伝子組換え生物等の種類を踏まえ、最も適切と思われる検討会を開催することとする。
- 4 各検討会の座長は、それぞれの検討会の委員の互選により選出する。座長は、検討会の議事運営に当たる。座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 5 座長は、検討会の意見をとりまとめ、農林水産省農林水産技術会議事務局長に報告することとする。
- 6 拡散防止措置確認会議の庶務は、農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課が行うこととする。